

金沢市監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、金沢市監査基準（令和 2 年監査公表第 3 号）に準拠し実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により当該報告を公表します。

令和 5 年 8 月 21 日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩

金沢市監査委員 中 村 哲 郎

金沢市監査委員 前 誠 一

金沢市監査委員 源 野 和 清

第1 監査の概要

1 監査の対象箇所

番号	課名	監査対象箇所	番号	課名	監査対象箇所
1	文化政策課	金沢市民芸術村	20	障害福祉課	障害者高齢者体育館
2	〃	牧山ガラス工房	21	地域保健課	動物愛護管理センター
3	〃	金沢蓄音器館	22	保育幼稚園課	金石保育所
4	〃	俵芸術交流スタジオ	23	〃	森山保育所
5	歴史都市推進課	金沢職人大学校	24	教育総務課 学校指導課	十一屋小学校
6	〃	金沢湯涌江戸村	25	〃	千坂小学校
7	スポーツ振興課	城北市民体育館	26	〃	浅野川小学校
8	〃	城北市民テニスコート	27	〃	大野町小学校
9	〃	城西市民体育館	28	〃	金石町小学校
10	〃	金沢プール	29	〃	緑小学校
11	〃	屋内交流広場	30	〃	伏見台小学校
12	〃	内川スポーツ広場	31	〃	扇台小学校
13	農業水産振興課	金沢湯涌みどりの里	32	〃	木曳野小学校
14	〃	農業センター	33	〃	三和小学校
15	市民課	森本市民センター	34	〃	金石中学校
16	〃	泉野市民センター	35	〃	北鳴中学校
17	〃	新神田市民センター	36	〃	大徳中学校
18	福祉政策課	老人福祉センター松寿荘	37	図書館総務課	金沢海みらい図書館
19	健康政策課	金沢健康プラザ大手町			

2 監査の期間

令和5年4月12日から同年8月4日まで

3 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、前誠一、源野和清、久保洋子、秋島太

なお、久保洋子、秋島太は令和5年5月1日に退任し、代わって同月11日に前誠一、源野和清が就任した。

4 監査の対象範囲

令和4年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた令和5年度及び令和3年度以前の年度の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

6 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」に基づき、施設等における公有財産及び物品の管理並びに公金等の取扱いが適正に行われているかを主眼とし、公有財産や物品に当たっては管理の妥当性や経済性等の観点にも留意した。

7 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長にその旨指示したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

- (1) 建築物の劣化点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課	緑小学校、扇台小学校

- (2) 消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課	緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校

- (3) 消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課	扇台小学校

(4) 前渡金に係る帳簿類の管理及び小切手の取扱いについて、次の施設において誤りが見受けられたので、適正を期す必要がある。

課名	監査対象箇所
教育総務課、学校指導課	扇台小学校、大徳中学校